

法人成りの場合の消費税の納税義務の有無について

山口 昇 税理士

Q

私は新潟県内で、家具の塗装業を営む個人事業主です。このたび、この個人事業を発展的に法人成りし、株式会社にしようと考えています。聞くところによると、法人成りした場合の消費税の納税については、設立一期末及び二期末が原則として免税になるとのことですが、その内容についてお教えてください。

消費税の納税義務とは

消費税の納税義務者は、〈表1〉のような「国内取引を行う事業者」と「輸入取引を行う者」です。

〈表1〉

区分	納税義務者
国内取引	国内において、消費税の課税対象となる取引（商品の販売、役務の提供、資産の貸付等）を、事業として対価を得て行う事業者（法人および個人事業者）
輸入取引	課税対象となる貨物を保税地域から引き取る者（事業者に限らず、一般消費者も含む）

納税義務の免除

「国内取引」については、〈表2〉の事業者は納税義務が免除されます。

〈表2〉

その課税期間（法人は事業年度、個人は暦年）の基準期間（法人は前々期、個人は前2年）の課税売上高が1,000万円以下である事業者
ただし、基準期間がない法人のうち、その事業年度開始の日における資本等の金額が1,000万円以上である法人を除く

納税義務の免除

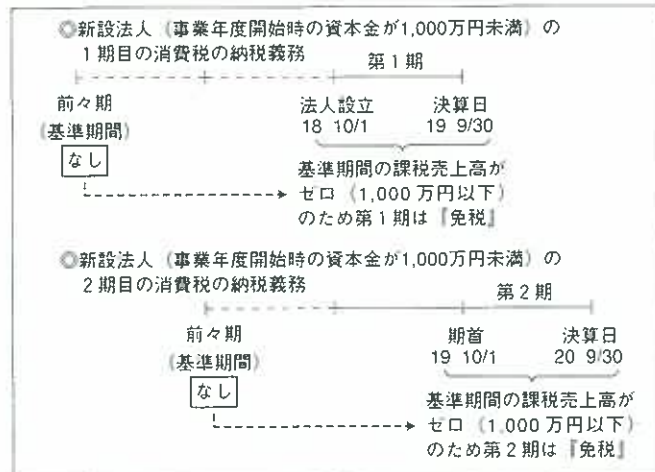
したがって、新設法人については、①設立一期末及び二期末の法人（期首における資本等の金額が1,000万円未満の場合に限る）は免税、②新規開業の個人事業者については開業の年及びその翌年は免税となります。

国内取引の消費税の納税義務者は事業者です。事業者でない者は納税義務はありません。また、国や地方公共団体及び公益法人、人格のない社団等にあつても、課税対象となる国内取引や輸入取引を行えば納税義務者となります。

お尋ねのケースでは、個人事業を発展的に法人成りすることですが、一期末の

基準期間である前々期はないため、免税となるとともに、二期末の基準期間である前々期もないため、やはり免税となります。ただし、その事業年度の開始時における資本等の金額が1,000万円未満が条件です。

〈表3〉



資本金と免税

ご承知のように、新会社法が本年五月一日に施行され、①法人の最低資本金制度が撤廃（一円でも法人設立が可能）、②類似商号規制の廃止、③払込保管証明制度の廃止、④株券の原則不発行等となり、法人設

立が大幅に簡素化されました。

この新会社法が五月一日に施行される前

は、株式会社は一〇〇〇万円という最低資本金のルールがあったので、株式会社を設立した場合は、第一期から消費税の課税事業者となり、納税義務者となったわけでは

（有限会社は最低資本金が三〇〇万円であったため、資本金を一〇〇〇万円未満にして設立すれば、設立第一期及び第二期の消費税を免税とすることが可能でありました）が、新会社法では、その最低資本金制

度がなくなつたため、株式会社（現在では有限会社は設立できなくなりました）でも設立時の資本金を一〇〇〇万円未満にすることにより、第一期及び第二期の消費税を免税とすることが可能となつたわけでは

ありません。

新設法人を設立する際の留意点

法人成りの際の消費税の免税制度を利用するためには、設立時の資本金を一〇〇〇万円未満とする

万門未満とすることが条件ですが、法人の一期目を限りなく一年にすることが有利となるポイント

が有利となるポイント

が有利となるポイント

が有利となるポイント

が有利となるポイント

が有利となるポイント

が有利となるポイント

が有利となるポイント

＜表4＞ 法人設立時の留意点
①新設法人の場合、資本金が1,000万円未満の法人は第1期、第2期の消費税が免税
②第1期、第2期間が最長2年となるように設立第1期の決算日を決める
（※10月設立なら9月決算が最も有利）

です。

新設法人でも課税事業者選択が有利なケース

消費税の納税額は、①「売上に対して預かった消費税」から②「仕入・経費・資産購入等の際に支払った消費税」を差し引いて計算するのが原則です。

しかし、「預かった①の消費税」よりも「支払った②の消費税」の金額が多くなる時には、その

支払い過ぎの消費税が還付される場合があります。特に、事業を立ち上げて間もない

一方で売上がそれほど上がらないケースも考えられます。

ところが、免税事業者の場合は、この支払い過ぎの消費税の還付を受けることができます。

免税事業者ではなく課税事業者を選択することによって、払い過ぎの消費税の還付を受けることができます。

なお、免税事業者が課税事業者となるためには、原則としてその適用を受けようとする課税期間の初日の前日までに「課税事業者選択届出書」を提出しなければなりません。

ただし、今回のような設立年度の場合は、

例外としてその開始した課税期間の末日までよいこととなっています。

免税事業者がこの消費税の課税事業者を一度選択すると、二年間強制適用となりますので、二期目の納税額がどの程度になるかを、あらかじめ検討する必要があります。

また、届出後に基準期間の課税売上高が一〇〇〇万円以下となつても、課税事業者をやめる旨の「消費税課税事業者選択不適用届出書」をその選択をやめようとする課税期間の初日の前日までに提出しなければ、課税事業者となつたままとなります。

なお、消費税は各種届出書の提出の出し忘れ等により納付税額が著しく不利になるケースが考えられますので、届出書についてはその期限等も含め、注意が必要です。

届出書

届出書

＜表5＞

届出書名	届出が必要なケース	提出期限等
消費税課税事業者選択届出書	免税事業者が課税事業者になることを選択しようとするとき	選択しようとする課税期間の初日の前日まで （事業を開始した日の属する課税期間から選択する場合には、その事業を開始した日の属する課税期間の終了の日まで）
消費税課税事業者選択不適用届出書	課税事業者を選択した事業者が免税事業者に戻ろうとするとき （適用を開始した課税期間の初日から2年を経過する日の属する課税期間の初日以後であれば適用をとりやめようとする旨の届出書提出できない）	選択をやめようとする課税期間の初日の前日まで